

大和市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 4 6 号

大和市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則

大和市民参加推進条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「本市における他の審議会等の委員となっている者（公募により選考された市民に限る。）」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 本市における他の審議会等の委員となっている者（公募により選考された市民に限る。）
- (2) 一般職の市職員である者
- (3) 過去に一般職の市職員（正規職員（任期付職員を除く。）に限る。）であり、その退職後 5 年を経過しない者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。